

ご存知ですか？ 元請に足場の点検義務

注文者（元請事業主等）に 足場の組立て、一部解体・変更の後の 足場の点検が義務付けられました！

平成27年7月1日施行済み



ポイント 1

点検の義務化

「労働安全衛生規則（安衛則）」が改正され、これまでの事業者による点検・補修（安衛則第567条）に加え、足場の点検・修理が注文者（元請事業主等）に義務付けられました。
（安衛則第655条、第655条の2）



ポイント 2

点検者は

十分な知識・経験を有する者（※）で、組立などの作業の当事者以外の者がチェックリストに基づき行いましょう。
（足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱第3の3の(5)）



ポイント 3

点検記録保存の義務化

足場点検の結果と修理等の措置内容を記録し、足場を使用する仕事が終わるまでの間、保存することが元請事業主に義務付けられました。
（安衛則第567条、第655条）



ポイント 4

罰 則

義務違反の場合、法人及び行為者等が、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
（安衛法第119条第1号、第122条）



十分な知識・経験を有する者

- ・ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者
- ・ 労働安全コンサルタント（土木又は建築）
- ・ 計画作成参画者資格取得者
- ・ 仮設安全監理者資格取得者
- ・ 施工管理者等のための足場点検実務研修受講者